

第9回市民検討会議の意見の整理について

条例の構成要素	第9回会議での意見（カッコ内は班の番号）	事務局の意見
1 前文	(2)【必要性】目的が別に設けてあるので、不要ではないかという意見もあったが、燕市の考えを示すことで条例の内容に入っていくやすいため、必要である。 (4)【内容】一般的な表現ではなく、皆が見て燕らしさが分かるような表現が出せれば良い。燕らしさや産業についてアピールするなど、どこにでもあるようなものにしてほしくない。	・提言の部分に意見を反映します。
2 総則		
■目的	(1)【必要性】市の進むべき方向性が示せると良い。	・提言の部分に意見を反映します。
■用語の意味（定義）	(1)【内容】役所言葉ではなく、分かりやすくする。	・条文案に意見を反映します。
■まちづくりの基本理念 ■まちづくりの基本原則	(1)【統合】同じ内容であれば、双方の内容を分かりやすく統合した方が良い。 (2)【統合】内容を考えると別々ではなく1本化しても良い。 (4)【統合】一緒に良いと別々が良いという両方の意見があった。	・条文案の段階では分けて提示し、条文案を見て判断していただきます。
3 まちづくりの主体		
■市民の権利	(3)【内容】責務に対する権利として必要であるが、人によっては協働したくない権利もあるのではないかと。他市では、「市政への参加の有無で差別的扱いを受けない」という規定もあり、今後の条文化の中で検討すれば良い。	・積極的な規定にするべきと考えるため、参加や協働したくない権利については条文案に示していません。ただし、その意味合いも重要と考え、まちづくりの基本原則として、市民一人ひとりの人権（権利や価値観）を尊重することを規定しています。
■市民の役割	(5)【内容】地方自治法に定める権利義務を尊重するように定義してはどうか。	・地方自治法などの法律のほか、憲法でも市民の権利や責務が定められていますが、範囲が幅広いので、本当に大切にしたいと考えるものが薄れることのないよう、これまでの議論で特に重要と考えるものについて掲載することで、燕市の基本的な考え方が明らかになると考えます。よって、条文案に示していません。
■地域コミュニティの役割	(意見なし)	(意見なし)
・自治会	(4)【必要性】実際には、自治会によって地域への影響力の差（温度差）が非常に大きい。	・同じ燕市内の自治会でも抱える課題はそれぞれ異なり、また自治会の規模や運営方法等も地域の実情に合わせたものとなっています。地域の温度差なども考えられますが、基本的な考え方を条例に規定し、共通の指針とすることで、協働のまちづくりの推進につながるものと考えます。
・まちづくり協議会	(3)【必要性】一部に不要論がある中で、自治会とまちづくり協議会を条例の中で規定することで、説明材料になるのではないかと。 (4)【統合】このようにはっきり明記するよりは、自治会の項目で、「自治会はまち協と連携する」といった表現をした方が良い。	・まちづくり協議会はその位置付けや補助金等の課題もありますが、自治会の活動とまちづくり協議会の役割とで模索を続けている協議会もあり、それぞれの役割を明確化することで協働のまちづくりの推進につながるものと考えます。また、条例に規定するうえで、各協議会への説明も必要であると考えています。
■市民活動団体の役割	(意見なし)	(意見なし)
■事業者等の役割	(4)【必要性】地域社会への貢献という表現が必要の中に入ると良い。	・提言の部分に意見を反映します。
■学校等の役割	(1)教育の充実のため、規定することが必要ではないかと。ただし、人づくりの項目に学校等の役割の要素が入れば良い。	・学校等については、地域コミュニティや市(教育委員会)などの主体に含まれるため、結果的に主体として規定しないという意見が多くありました。人づくりには教育の充実も重要な要素であると考えますが、教育に関する事項は個別の条例等に委ねることを基本として、条文案に示していませんが、条文案以外の提言の部分で強調できればと考えます。
■市議会の役割	(意見なし)	(意見なし)
■市の役割	(意見なし)	(意見なし)
・市の職員の役割	(3)【必要性】コンプライアンスについて、もっと強調するべきという意見があったが、要旨案の中に「職員は法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行します」とあるので、この規定の中ですべて包含されると考える。	・条文案以外の提言の部分で強調できればと考えます。
4 協働		
■協働の推進	(意見なし)	(意見なし)
■協働事業の推進	(4)【必要性】協働のまちづくりが偏りなく行えるように、公平という言葉が入ると良い。	・提言の部分に意見を反映します。

条例の構成要素	第9回会議での意見（カッコ内は班の番号）	事務局の意見
■地域活動・市民活動の推進	(意見なし)	(意見なし)
■行政による支援	(4)【統合】要素としては必要である。協働の推進という項目を考えると、協働の推進には行政による支援が必要であり、一体となるので、協働の推進に入れて、別立てではない方がよい。	・一体となるものであり、意見を反映し、条文案の規定を統合します。
■自主性・自立性の尊重	(意見なし)	(意見なし)
■人づくり（人財育成）	(1)【必要性】教育立市宣言の趣や重さを基本条例の中に何とか盛り込み、教育の充実を図ることが必要性の中に入るとよい。 (2)【不要】当然重要であるが、やるべきことはやるという中で、条例の中に明文化する必要はないのではないかと。 (4)【統合】まちづくりの基本になるので、この協働の枠に入るよりは、基本理念の枠の方がよい。	・まちづくりは人づくりと言われるように、まちづくりのすべての基礎となり、各主体が協働で取り組むべき公共的な課題としてとらえられることから、基本理念の中に規定します。また、人材を育成するための機会の提供など、具体的な方策について規定するものとして、協働の枠内でも条文案を提示しています。
5 市民参画 ■市民参画の推進 ■市民意見の反映	(4)【統合】市民意見を反映し、市民参画を推進していく一体的なところがあるので一緒にの枠がよい。	・一体となるものであり、意見を反映し、条文案の規定を統合します。
■審議会等 ・審議会等の会議の公開	(2)【統合】会議の公開と1本化して規定した方がよい。 (3)【必要性】審議会の設置は必要であるが、いくつも作ることが必ずしも民主的とは限らない。作り過ぎても、結局行政側からガス抜きのように使われたり、行政の思うように進められたりするのでは、必要性を検討すべきで、審議会を設置する基準を明確にしておくべきである。委員の充て職が非常に多く、結果として意見数が少なくなり、行政の案を追認する形になる場合もあり、改善すべきである。これまでの審議会等では男女比が偏り過ぎているため、改善すべきである。 (4)【内容】会議等に参加しやすい条件を整えていくことが必要なのではないか。例えば夜に開催して若い人が参加しやすいようにする。充て職が多く、一人の人が多くの委員を兼務すべきではない。また、公募ができない審議会もある。 (5)【統合】必要という意見が多かったが、審議会等として一つの項目に規定する必要はないのではないかと意見があった。 (4)【必要性】会議の公開の迅速性ということも必要で、数か月も経ってから公開ということではなく、速やかに公開することも必要性に入れた方がよい。	・審議会等と会議の公開を別に定める意味はないため、意見を反映し、条文案の規定を統合します。なお、挙げられた課題についても提言書に盛り込みたいと考えます。なお、会議の公開の迅速性については、会議録の公開の部分であり、現在策定中の会議の公開に関する指針の中で定めるべきと考えますので、意見のとおり条文案以外の提言の部分に考え方を盛り込みたいと思います。
■対話の場	(2)【統合】市民参画の推進の要素と1本化して簡素化した方がよい。 (4)【不要】いろいろな人の意見を聞くということが必要であるが、独立して規定する必要まではない。 (5)【統合】別立てで規定する必要があるのか。一つの項目としてまとめてもよいのではないかと。	・対話の場の取り組みとして、市政懇談会やまちづくり出前講座を実施しており、以下に掲げる市民参画の仕組みと同様に、市民参画を保障する仕組みの一つとして充実や見直しを図っていく必要があることから、条文案の段階では独立して提示し、条文案を見て判断していただきます。
■パブリックコメント	(4)【必要性】必要であるが実際は機能していないし、市民からの意見が出にくいので、手続き等の簡素化など、市民の声が反映しやすい工夫が必要である。	・パブリックコメントは、市民参画を保障する仕組みの一つとして実施していますが、否定的な意見しか出されないなど意見が偏ることや、意見の数が少ないなどといった課題があります。意見のとおり条文案以外の提言の部分に考え方を盛り込みたいと思います。
■住民投票	(1)【不要】協働のまちづくりを目指して、このまちづくり基本条例を創り上げていくという状況において最悪の想定や最終手段の要素というものをわざわざ盛り込まなくてもよいのではないかと。安易に実施されることやまちを二分するようなことも危惧される。 (2)【不要】難しい問題があり、これもあれもすぐに住民投票ということにもなりかねない。そのときの情勢やその問題によって変わる。住民投票自体は必要だが、今はこの条例には載せない方がよい。 (3)【不要】基本条例の中であえて謳う必要はなく、法律でも定められていることである。また、住民投票は〇か×かで結論付けてしまうことになるので、それだけですべて決められるものではない。そして、ここに規定しておくことで、住民投票が安易に乱用されてしまうのではないかと。 (3)【必要性】市長の独断専行にならない歯止めとして、こういう手段もあることを知らしめるためにも規定しておいた方がよいのではないかと。 (4)【必要性】制度を周知させるためにも規定しておく方がよいのではないかと。 (5)【統合】市民参画の仕組みとして一つにまとめてよいのではないかと。 (5)【必要性】必要という意見が多かったが、これを盛り込むことによって対話を通り越していきなり投票ということにもなりかねないという意見があった。	・意見の趣旨は提言書に盛り込みたいと考えます。規定の要否については、ほぼ同数に意見が分かれており、両論併記で提言をいただくことも想定していますが、条文案を提示した中で、再度判断していただきます。



条例の構成要素	第9回会議での意見（カッコ内は班の番号）	事務局の意見
6 市政運営 ■情報共有 ■情報公開	(4)【統合】公開されたものを共有していく意味から、一緒に良いのではないか。	・条文の要旨が意見として多く挙げられているため、条文書の段階では分けて提示し、条文案を見て判断していただきます。
■個人情報の保護	(3)【統合】個人情報保護条例があるのだから、あえてこの条例の中に規定する必要はない。情報公開と一体となるものであり、情報公開の部分のただし書き程度に収めておき、あえて独立して設けるまでの必要はないのではないか。 (4)【必要性】これがあるがゆえに地域活動が行いづらい部分もある。	・条文書の段階では分けて提示し、条文案を見て判断していただきます。
■説明責任／応答責任	(4)【統合】責任＝義務となると難しいので、ここまで詳しく独立して規定しないで、説明責任を情報公開の中に入れて、そのように努めると規定すれば良いのではないか。このように詳しく書いてあると、かえって使いづらい部分やデメリットの部分も出てくるのではないか。	・説明責任は、市民参画と協働によるまちづくりを進める上で最も基本的な原則であると考えられますので、条文書の段階では独立して提示し、条文案を見て判断していただきます。また、規定の仕方により問題が生じる場合があると考えられますので、意見のとおり条文書の段階では努力義務とさせていただきます。
■総合計画	(2)【必要性】非常に重要な項目であるので、市民と一緒につくるということや項目立ても強調できたら良い。	・提言の部分に意見を反映します。
■行財政運営	(5)【統合】行政改革、行政評価については必要であるが、別立てで項目を起こす必要があるのか。行財政運営として行財政改革、行政評価と一緒にまとめて簡素化してはどうか。	・いずれも重要な項目であり、市の姿勢を明確にする必要があると考えます。その考え方が薄れることのないよう、条文書の段階では分けて提示し、条文案を見て判断していただきます。
■行政改革	(4)【必要性】広く市民の意見を入れるべきと明記してほしい。市役所だけでなく、学識経験者等の広い分野から行政改革に関わってもらうことができれば良いのではないか。そういうことも考えてほしい。	・提言の部分に意見を反映します。
■行政評価	(4)【必要性】どういうことなのか、どういう形で行っているのか内容が市民にとって良く分からない。	・行政評価は、市民の皆さんにとって、どのように行われているのかが分かりにくいのもかもしれません。よって、条例の必要性等で説明すべき項目であると考えます。
■まちづくりの仕組み（政策業務）	(1)【不要】必要性として挙げられている従来の踏襲型の発想の仕方そのものを転換していくことが求められるという内容についての具体的なものは、行政改革や行政評価して挙げられているため、同様の内容のものを再度表現しなくても良いのではないか。 (4)【不要】基本理念のようなものではないか。内容が良く分からない。 (5)【不要】どういう意味合いで盛り込む必要があるのか不明である。	・事務局の説明不足で、内容が不明なため不要という意見が複数ありました。つきましては、条文案を提示し、条文案を見て判断していただきます。
■交流	(1)【内容】地域間交流のほか、外部との交流（燕三条ブランドなど）もあり、市外にも交流の範囲を広げたい。 (4)【不要】地域間の交流なのか、他市や国際交流等の広域の交流なのか明確でない。地域コミュニティのところで住民同士の交流についての部分があり、ここでは不要。	・交流については、総合計画の基本構想でも掲げられており、まちづくりを進めてくうえで大切にしなければならない考え方としてとらえられることから、基本原則の中に規定します。なお、外部との交流については、追加意見として掲げられていますので、条文案を提示し、条文案を見て判断していただきます。
■国・県との連携	(意見なし)	(意見なし)
7 条例の位置付け	(1)【統合】前文や目的で同様の表現ができるのではないか。 (5)【必要性】必要という意見が多かったが、条例の位置付けをあえて規定する必要性について疑問があるという意見もあった。	・条例を策定しても、皆さんが守り、育てていかなければ意味がありません。この規定は、条例の実効性を担保するためのものです。条文書の段階では独立して提示し、条文案を見て判断していただきます。
8 条例の見直し	(2)【必要性】定期的な見直しの観点を必要性に入れてほしい。	・提言の部分に意見を反映します。
その他	(1)【その他の意見】なるべく要素案というものは絞った方が良いのではないか。 (2)【その他の意見】市民に分かりやすい条例であるべきで、どこまでも細かい条例にするといろいろと拘束される部分が生じるため、ある程度柔軟性がある複雑ではない条例が良いという方向性で一致。 (2)【その他の意見】項目の追加については、現段階で考える項目は網羅されているので、定期的に条例の見直しを行っていくことが一番大事なことであり、今の段階では簡素化してわかりやすくすることを第一にして、見直しの中で進化させていくべき。 (4)【追加意見】要素として国際交流と他市町村との交流の二つが意見としてあり、これからのグローバル化に対応するため、国際的な人材を育成するという点と他の市町村のまちづくりを燕市の取り組みに生かすという点で意見が出された。	・意見を反映します。 ・追加意見については、条文案を提示し、条文案を見て判断していただきます。

せっかく議論した意見が反映されていないグループもあると思いますが、条文案としてお示しする中で、条文の修正と併せてその規定の要否についても今一度ご意見をいただければと思います。

簡素化して分かりやすくするという方向性は共通してある。